

障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動を通じた 社会参加への取組み

Attempt at social Participation through challenged's Sports Recreation Activities

田島 栄文

Yoshifumi Tajima

〈摘要〉

障害者基本法やスポーツ基本法には障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動を行えるための必要な施策を講じ、必要な配慮をしつつ推進すべき、と書いている。しかし、現状は厳しいものがある。

筆者が三十数年間にわたり地域で実践してきた障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動の取組みを振り返り、日本の障害者スポーツの歴史的背景や基本施策を踏まえ、スポーツ・レクリエーション活動を通して積極的な社会参加へとつなげるための今後の課題と可能性を考察した。

(キーワード) スポーツ・レクリエーション 障がい者スポーツ (パラスポーツ)
福祉レクリエーション 地域連携

I. はじめに

1970年成立の障害者基本法第25条「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」を根拠に、障がい者のスポーツは厚生労働省管轄下での障害者福祉施策の一環として展開されてきた（以下法律用語での障害者表記はそのまま、それ以外は障がい者と表記）。

2011年にスポーツ振興法を全面改正したスポーツ基本法第2条第5項に「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と障害者スポーツに関する基本理念が掲げられた。そのスポーツ基本法を受けて策定された第1期スポーツ基本計画を基に、2012年度よ

り文部科学省において障害者スポーツ関連事業が行われるようになった。2014年度からは障がい者スポーツに関する事業の多くが厚生労働省から文部科学省に移管されたのである。

2015年10月に文部科学省の外局としてスポーツ庁が設置されてからは、スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ推進室が障がい者スポーツの普及推進に当たっている⁽¹⁾。

このようにスポーツ庁設置により、それまで複数の省庁にまたがっていたスポーツ行政が一元化され、障がい者スポーツに関する政策は進みやすくなり、パラリンピックでのメダル獲得を目指し、競技力の向上が図られる一方で、競技者のすそ野を広げる取組みも始まっている。

しかし、一般市民として暮らす障がいのある方にとって、スポーツ・レクリエーション活動は気軽に取組めるものになってきたかと言えば、発展途上である。

前述のスポーツ基本法第24条に野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励について記されており「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とある。

2017年度スポーツ庁『地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書では、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導き、日本各地において障害の有無にかかわらずスポーツを行うことができる社会を実現するためには、地域における障害者スポーツの普及促進が喫緊の課題となっている。しかしながら、現在、障害者（成人）の週一日以上のスポーツ実施率が19.2%にとどまり、各地域においても、スポーツ施策として障害者スポーツに取り組むための方策や体制等は、必ずしも十分な状況ではない」と述べている⁽²⁾。第2期スポーツ基本計画で、障がい者の週1回以上のスポーツ実施率を現在の約19%から健常者と同程度の約40%にまで押し上げるといった数値目標を掲げたが、その後新型コロナ感染拡大でオリパラは延期、スポーツ・文化、学校教育にも大きな影を落とし、スポーツ・レクリエーション活動どころか、生命の安全が優先され、密を避けて人々がつながりにくい時代になってしまった。

そのようなコロナ禍から3年近くが経ち、福祉現場では個別支援型レクリエーション活動（以下レク活動と表記）が中心となり、画面越しのコミュニケーションを利用したオンライン型レク活動も試されていて時代の変化を感じさせる動きもある。しかし、慎重に感染対策を講じながら、コロナ前に当たり前に行ってきたコミュニケーションを大切にしたい対面型レク活動が福祉現場では復活しているようだ。

そこで、愛情教育・職業教育を大切にする本学の教育方針の中で、今年度はほぼ対面教育で授業を展開できるようになったので、健康福祉学科の障がい者スポーツ科目・福祉レクリ

ーション科目ではまた少しずつ地域に目を向け、一般市民や障がいのある方々とのふれあいを感じられる実践教育の場をアクティブラーニング（フィールドワーク）として取り入れ始めた。

本稿では、地域の障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動を通じた社会参加へのきっかけづくりの取り組みの概要と、本学と行政（尾張旭市）と障がい福祉サービス利用者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動を継続的・発展的に提供していくための今後の課題と可能性を考察する。

Ⅱ．障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動の場の提供 ～1990年代より継続中～

1. 事例 A 「兵庫県：一般社団法人宝塚市手をつなぐ育成会主催 体操教室」

(1) 経緯

筆者の大学時代、宝塚市に在住しており、「宝塚市立少年自然の家」野外活動指導員（キャンプカウンセラー）の仕事を非常勤嘱託職員として行っていた。そこで、市内の障がい者支援施設の方々が毎年2回利用され、そのお世話をさせていただき、人間関係も深まり、大学の授業の無い日にはアルバイトの依頼をよく受けていた。そのつながりで宝塚市手をつなぐ親の会（知的障がいのある方々の親の会で現在宝塚市手をつなぐ育成会と名称変更、以下育成会と表記）の様々なボランティアを受けて活動していた（その縁もあって隣の西宮市内にある障がい者支援施設で就職することになった）。就職しても市レクリエーション協会会員として地域ボランティアを続けていると、育成会から「育成会主催の体操教室を手伝ってほしい」と依頼があった。毎週土曜日の午後15～16時に市スポーツセンターサブアリーナや柔道場等を借りて、障がいのある子と親たちが楽しく身体を動かすことを目指した教室をやっていて、第2・第4土曜にレクリエーション的な体操指導をやってほしいとのことで、関わり始めたのが、1990年代（平成）初めであった。

1995（平成7）年に阪神淡路大震災で我が家も被災（全壊）し、阪神間の地域活動は一時的に無くなったが、仮住まいの家で避難生活中に連絡があり、「体育館で再開しているが、指導者不足。先生の事情は分かっているが、月1回でもいいのでまた指導してほしい」と頼まれ、避難中で少し離れていたが第4土曜だけ引き受けることにし、継続した。

その後、2001年に西宮市に住居を移し、西宮市レクリエーション活動協会の事務局長などの役職を引き受けると同時に個人ボランティアから協会のボランティア活動として位置づけ、会員の指導体験の場にも活用してもらい、また複数の指導者の協力の上で、現在は毎月第4土曜日13～14時の体操教室の指導依頼に応えている。

(2)活動時間・プログラム概要

表 1 13～14 時の 60 分間で行う活動の基本的流れ

	テーマ	概要	使用備品
1	「導入・歩く：さあ今日も頑張ろう！」	♪さんぽ♪で周回ウォーク、日時・天気・今日は何の日・体調確認のための挨拶	CD CD 機材
2	「ウォーミングアップ・リズム体操」	♪アンパンマンのマーチ♪サンサン体操♪エビカニクス♪等のレクリエーションダンスで心身を温める	同上
3	「運動量を増やす・走ることを中心に」	関所破り系ゲーム・リレーゲームでたくさん走る	同上
4	「メイン活動・ボールを使って楽しむ：投げる，蹴る，狙う，運ぶ」	ボウリング・PK 合戦・玉入れ・大玉転がし・円陣バレーを軽い大玉で・等	各スポーツ種目の道具
5	「クールダウン・整理体操：お疲れ様！リラックス」	♪世界中の子どもたちが♪でふれあいねぎらいお疲れ様体操	CD CD 機材
6	「終わりの挨拶：使ったところや道具をきれいに片付けよう」	大きな声で、お疲れ様でした。ありがとうございました！掃除と片付け	

(3)対象者と年代と性別

知的障がい児・者とその家族（もしくは引率・付添い者、ガイドヘルパー）

小学生から 60 才代の男性まで、6～10 名程度と家族等 6～10 名程度の合計 12～20 名程度

(4)会場

市立スポーツセンター内の体育館（サブアリーナ 1/2 面）や武道場（剣道場又は柔道場）

写真 1 ボールパスリレー



写真 2 ボウリング



(5) 成果と課題

昨年度育成会の推薦で、宝塚市社会福祉協議会より障害者福祉功労賞で表彰された。20代前半から50代の現在まで、毎月1回ではあるが30年以上ボランティアを継続できたことは、振り返ると素晴らしいことだと思う。ずっと「明るく楽しく元気よくそして快く」をモットーに体操教室を続けてきた。50～60代の知的障がいのある方々とはともに齢を重ねてきた。毎月楽しみに来てくれている。しかし、指導者としては反省も多い。特に、①レク指導プログラム内容のマンネリ化、②後に続く若手指導者の育成ができていない、という2点が気になる。そして、対象者の健康づくりの積み上げになっているのか実感がなく、ということである。それには、やりっ放しでなく、主催者である育成会に働きかけて、アンケート等の調査が必要である。

2. 事例B「兵庫県：社会福祉法人姫路市社会福祉事業団・障害者体育館主催 スポーツのつどい」

(1) 経緯

筆者の前任校で実習先の社会福祉法人に県レクリエーション協会理事が勤務しており、そのつながりで「障がい者対象のスポーツのつどいの講師をお願いできないか」と依頼があった。年2回夏（8月）と冬（2月）の午前10～11時30分（1時間半）に姫路市障害者体育館（冷暖房完備）で、市内在住在勤の障がいのある方たちが楽しく身体を動かすスポーツ・レクリエーション活動（以下スポレク活動と表記）を「スポーツのつどい」として企画・開催しており、これまではエアロビクスや卓球といった単独のスポーツをやっていたが、参加者層の障害も重度化しつつあり、簡単で多様な障がいにも対応できるスポレクを希望され企画から関わり始めたのが、2017（平成29）年からであった。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令等で、2020（令和2）年冬と夏・2021（令和3）年冬と夏・2022（令和4）年冬と5回続けて中止せざるを得ない状況で、2022（令和4）年の夏、3年ぶりに開催できた。

事例Aと違って、参加者も多く（30～50名程度）、行うスポレク種目も多く、当日ボランティアスタッフの人数が必要となる。前任校の学生で、レクリエーション実習の場や、障がい者スポーツ指導活動実績の場が必要な四年制大学生の地域ボランティア活動として、広く募集し、10～12名程度の学生ボランティアを毎回確保して、安全面に細心の注意を払いながら運営している。

(2) イベント活動概要

<募集チラシより抜粋>

「令和4年度前期 姫路市立障害者体育館 スポーツのつどい 参加者募集!!」

『スポーツのつどい』は姫路市立障害者体育館が実施する、様々なスポーツ・レクリエ

田島 栄文

ーションに誰でも気軽に参加することができる事業です。

気になる種目があれば、体験してみませんか？

田島先生（福祉レクリエーション・ワーカー）と学生の皆さんにご協力をいただいて、誰でも参加できるニュースポーツにチャレンジして楽しめます。

4種目すべてを順番に体験できます。

日程【令和4年8月20日（土）】

受付 9：30～ 時間 10：00～11：30

- ① ボウリング …ボウリング場みたいに迫力あるかも!!
- ② スカットボールⅡ …パターゴルフのような囲碁ボールのような??
- ③ バッゴ …ピンバッグを的の穴に入れられるかな!!
- ④ ディスゲッター9 …ストラックアウトって知ってる? (*^-*)

*以前にはこれらの種目以外にも、ラダーゲッターやカーリンコンを組み込んで4種目行なっていた。

対象 姫路市在住で12歳以上の障害のある人

（姫路市内の職場、福祉施設、学校に通う人も参加できます）

*介助が必要な方は、介助者と一緒に参加してください。

会場 姫路市立障害者体育館（ルネス花北の敷地内です）

参加費 無料

持ち物 上靴、スポーツができる服装、タオル、飲み物等 ※マスクの着用をお願いします。

締め切り 令和4年7月15日（金）までにご連絡ください。

申込方法 参加票を郵送またはファックスしてください。

問合せ・申込み：姫路市立障害者支援センター（障害者体育館係）

写真3 はじめの準備体操



写真4 ディスゲッター9



(3) 成果と課題

市の社会福祉事業団が管理運営する障害者体育館を使って、不特定多数の市内在住の障がいのある方に、年2回広報し、このようなスポレク体験の場を提供し、それを継続していることは、素晴らしいことだと思う。参加者はリピーターが多い。喜ばれているという実感が主催者側にはある。社会福祉法人である事業団が中心となり、民間の力を活用し実施しているから継続できるのだが、リピーターが増え年齢の上限がないので、このままだと参加人数に制限を加えないといけなくなるかもしれない。そのためにも、当日運営ボランティアスタッフの確保・増員が今後の課題の一つである。

3 事例C「愛知県：尾張旭市福祉課主催 スポーツ・レクリエーション体験会」

(1) 経緯

2021（令和3）年度から筆者は本学で勤務しているが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令等で介護実習の一部が学内実習に変更したり、地域住民と触れ合う地域連携のボランティア活動が全くできなかった。2022（令和4）年度はようやく少しずつ集合対面型のイベントが復活している。新年度すぐに尾張旭市主催で「あさひ健康フェスタ」（会場：スカイワードあさひ）が開催され、パラスポーツ体験ブースの出店ができた。健康福祉学科2年生で福祉レクリエーション・ワーカー資格を目指す学生が来場された一般市民に元気で楽しいパラスポーツの指導を行い喜ばれた（市長も来場し、体験された）。そのことから今度は福祉課より、「秋にパラスポーツの普及啓発を目的とする体験型のイベントに協力してほしい」と相談があった。事例Bを紹介し、パラスポーツだけにこだわらず多様な障がいに対応できるように「スポーツ・レクリエーション体験会」という名称で11/3の午後に1時間半の中で様々な種目を体験してもらえるよう企画を提案した。市の広報誌等で広く募集され、当日は34名の参加者が集まって楽しんだ。スタッフとしては、短大からは教員1名と学生23名、市福祉課からは4名と看護師1名であった（計29名）。

(2) 事業概要

下記に示すのが福祉課の企画書である。

「地域交流スポーツ・レクリエーション事業について」

1 はじめに

本市では、尾張旭市第6期障がい者計画に基づき、障がいのある方が安心して生活し、社会参加ができるまちづくりを目指し、各種施策を進めているところである。

障がいの有無に関わらず、誰もが地域活動に参加し楽しさを享受できるよう、こころのバリアフリー化を推進し、障がいのある方と地域住民等の交流のきっかけづくりが重要となってくる。

また、障がいのある方の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、

一人でも多くの障がいのある方がスポーツ・レクリエーションに親しめるような機会の創出につなげるため、障がいの有無、年齢等に関係なく参加できる地域交流スポーツ・レクリエーション大会を開催する。

2 本事業の目的

(1) 障がいがあってもできるスポーツについて知るとともに、仲間づくりの機会とする。また、スポーツ・レクリエーションを通じて社会参加のきっかけとする。

(2) 障がいのある方とない方が一緒にスポーツ・レクリエーションを体験することで、相互の交流を図るとともに、お互いを理解し共に活動できるようにする。

(3) 景品等を障がい者施設に依頼することで、障がいのある方の工賃向上や就労機会の創出につなげる。

(4) 名古屋経営短期大学健康福祉学科 田島栄文教授にレクリエーション指導員として、学生にはボランティアとして当日の運営等に協力をしていただき、大学と連携して地域共生社会の発展につなげる。

3 実施方法

本事業は、「尾張旭市と名古屋産業大学、名古屋経営短期大学との包括的連携協力に関する協定書」に基づき、スポーツ・レクリエーションに関する知識や経験が豊富な名古屋経営短期大学 健康福祉学科 田島教授をレクリエーション指導員として迎え、イベントを実施する。田島教授は、日本福祉文化学会 理事、日本レジャー・レクリエーション学会、日本介護学会会員、余暇・生活支援研究所 代表、全国福祉レクリエーション・ネットワーク 事務局長、(NPO) 兵庫県レクリエーション協会理事等として現在も活動を続けられている。

4 事業内容

障がいのある方とない方が一緒にスポーツ・レクリエーションを体験できるイベントを名古屋経営短期大学体育館にて開催する。

(1) 対象者：市内在住の障がいのある方、障がいのある児童と家族、市内在勤・在学、市内の障がい福祉施設に通う方 ※介助者が必要な方は、介助者と一緒に参加する。(定員50名)

(2) 種目：様々なスポーツ・レクリエーションが体験できるよう、6種目程度用意する。

*実施種目としては、フライングディスク (アキュラシー)、ボウリング、ポッチャ、ラダーゲッター、スカットボールⅡ、バグジー、の6種目であった。

(3) 所要時間：1時間半程度 (13:30~15:00)

※ 詳細については、名古屋経営短期大学 田島教授と協議を行いながら決定していく。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては事業の縮小や延期・中止する。

(3)参加した学生スタッフの気づき・感想 (レポートより抜粋、下線は筆者)

○スタッフとして心がけたことは、笑顔で元気いっぱいであることを心がけた。また声掛け・

励ますことを行った。説明するときはゆっくり丁寧に話した。説明で難しい場合は一緒にやるように行った。…最初は緊張でどんな感じで接するか不安だった。…ポッチャを体験してもらって多くの方が楽しんでやっている姿を見て楽しいなと思った。一緒に楽しむことが大切だと学んだ。(Aさん 健康福祉学科1年生)

○できるように・楽しめるようにと、あまりルールとかを気にせず、その人その人に合わせることが必要だと気づけた。(Bさん 同1年生)

○身体障がいのある方がのぞきに来てくれたものの、自分にはできないってあきらめそうになっていたが、別の方法(やり方)もあることを伝えると、嬉しそうに「やりたい!」といってくださったことはとても嬉しかった。(Cさん 同1年生)

○当日は小さい子から高齢の方まで体験に来て下さったため、小さい子にはしゃがんで目線を合わせしゃべり方や説明も簡単に分かりやすい表現を意識した。年上の方には分かりやすい説明は勿論、敬語は必ず使うように意識をした。…今日の感想は率直に楽しかった。障がいのある方は感情表現が素直で、ボウリング1本でも倒せてスタッフ側が喜ぶと、一緒になって笑顔になってくれて、他の人の応援もしていて、心が温かくなった。…障がいのある方の笑顔を見てレクリエーションでこんなに笑顔にできるのかということを改めて知ることができたし、自分が介護福祉士になったらレクリエーションで利用者を笑顔にしたいという気持ちが更に大きくなった。(Dさん 同2年生)

○障がいのある方へのスポーツの指導を行って、ルールや使うものを工夫すれば誰でも楽しく自分の力を使ってスポーツを行うことができると感じることができた。(Eさん 同2年生)

○楽しんでいのかどうか分からないことに不安になることもあったが、何度も回ってきてくれたりする人がいると、表情や言葉では表せないが楽しんでくれているのかもしれないと嬉しくなった。(Fさん 同2年生：社会人学生)

○ルールにこだわらず、参加者に好きなようにやっていただくことが、負担なくシンプルに楽しめることにつながるとわかった。(Gさん 同2年生：社会人学生)

○障がいのある方と接することを体験できてとても良い機会となった。スポーツを通して一緒に楽しめるイベントは、普段できないことで笑ったりはしゃいだり楽しそうにしている姿が見れて、自分自身参加できて優しい気持ちになれた。…このようなイベントを多く開催していただき、もっとバリアがなくなる世の中になってくれたら良いなと思う。(Hさん 同2年生：社会人学生)

写真5 ポッチャ



写真6 手作りボウリング



写真7 スカットボールⅡ



写真8 バグジー



(4) 成果と課題

コロナ禍にもかかわらず、このような取り組みが市福祉課に協力する形で実施できたことは大変喜ばしいことである。市が目指す計画の具現化としても、障がいのある方々の健康・生きがいつくり、社会参加の場づくりとしても有効であるし、地域連携を重視する短大としても、学生たちが地域の障害福祉の現場に触れて学ぶことができるフィールドワークの場となった。先に掲載した学生の声を見ても、このような機会に参加できる喜びや、スポーツ・レクリエーション指導体験からの気づき・学びが非常に多かったと推察できる。

次年度以降も継続の意向を主催者からは聞いているが、同じことをただやれば良いのではない。時期・規模・実施会場・回数・時間帯・募集する参加者への配慮・実施するスポーツ・レクリエーション種目数・用具の確保・それに伴う運営側（スタッフ）の企画や準備・当日の安全管理・等々を主催者・参加対象者・協力団体とで意見を交わし、検討し、新たな気持ちで企画をしていきたい。「障がいの有無に関わらず、誰もが地域活動に参加し楽しさを享受できるよう、こころのバリアフリー化を推進し、障がいのある方と地域住民等の交流のきっかけづくりが重要」という市のねらいを忘れずに取り組みたい。

Ⅲ. 地域福祉の中にスポーツ・レクリエーション活動の場を増やし、障がいのある方の社会参加を促すために

ここまで筆者の関わる障がいのある方々のスポーツ・レクリエーション活動への取り組みについて3つの実践事例を振り返ってきた。本章では、地域福祉の中にその活動の場を増やし、障がいのある方の社会参加を促すためにどのようなことが必要か、考察する。

ここで日本のレクリエーション運動を推進している日本レクリエーション協会（以下日本レク協会と表記）の取り組みの中から、文部科学省委託平成26年度健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域のスポーツクラブにおける障害者スポーツの導入）の報告書⁽³⁾や日本レク協会HP⁽⁴⁾も参考に重要なキーワードを見つけていきたい。

まず「健常者と障がい者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業」は、「スポーツ基本法」の第2条基本理念に、障がい者のスポーツ推進に関する内容が盛り込まれたことを踏まえて立ち上げられた新規事業で、事業のねらいは、障がいのある人もない人もスポーツ・レクリエーション活動と一緒に楽しみ、地域で共に生きる仲間づくりをしていくこと、とある。このようにスポーツ基本法や障害者福祉法等には理念があり、それに基づく各都道府県・市町村の基本計画（スポーツ計画や障がい福祉計画等）があるので、その計画の政策・施策に組み込まれていくことが重要ではないかと考える。

例えば、事例Cの取り組みは、「尾張旭市第6期障がい者計画」の一環である。その上位計画の「尾張旭市第五次総合計画」では将来都市像があり、それに基づく政策・施策があり、市がめざす姿として「障がい者が安心して生活し、社会参加できています」を具現化するための実施計画の中の一つとして位置づけられている。その中に「誰もがいきいきと活動するために」という目標が5つめにあり、「文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進」という施策の展開の中に「障がい者スポーツの普及」が重点事業とされている⁽⁵⁾。

また、全国に約3,500を数える総合型地域スポーツクラブのうち、日本レク協会がモデルクラブとして9クラブを選定し、継続して障がい者スポーツに取り組むためのノウハウを蓄積したモデルクラブの実践活動から、企画実施の際に押さえるべきポイントとして次の9点が挙げられている。

- ①実施対象、②実施場所、③送迎・介助、④プログラム、⑤指導スタッフ、⑥サポート役、⑦安全配慮、⑧実施費用

これらをきちんと検討し企画から実施に持つていくには、どれも大切ではあるが、①の実施対象者の声に耳を傾けることがまず必要不可欠であると考え。地域には特別支援学校や障がい者支援施設・事業所、親の会、自治体の福祉課、社会福祉協議会、NPOなど障がいのある方々に関わる様々な団体があるので、連携し、生の声を聴くことを忘れてはいけな。そして、特に障がいには多様性があるので、最初は対象者を絞り込むと“はじめの1歩”が踏み出しやすいと思う。

前述の⑤⑥を考える上で、専門性のある地域貢献活動を展開している日本パラスポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員（2023年4月よりパラスポーツ指導員に改称）や、日本レク協会公認指導者資格（福祉レク・ワーカー等）を活用すると良い。

これらの地域団体をつなぎながら、障がいのある方々と一緒にスポレク活動を楽しむ機会を増やしていき、地域連携で地域ぐるみの活動にしていくことが、障がいのある方々の「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動」をきっかけとする積極的な社会参加となっていくのではないかと考える。

IV. おわりに

「障がい者スポーツ（パラスポーツ）」とは、「障がい者のための特別なスポーツ種目」ではない。その指導体験をした学生たちが述べていたように、ちょっとした工夫やアレンジや配慮や声掛け等を行うことで、障がいのある方もない方も老若男女すべての人々が一緒に楽しめる可能性を秘めたスポーツ・レクリエーション活動である。

野村⁽⁵⁾は、障がいのあるなしに関わらず、一緒にレクリエーション活動を行う意義について、「障がいに対する研究も進み、障がいがあると認識される方も増え、さらには超高齢社会を迎えていますから加齢に伴う機能低下も増す。これからの日本社会は、障がいのある方がもっと増えていくでしょう。これに適応していかなければ、社会生活が成り立たなくなっていく。それに誰だって、いづどこで障がいのある状況になってもおかしくない。でも、私たちは障がいのある方の実態を知りませんよね。だから、理解を深める必要があると思うんです。理解を深めるというのは、個人個人の違いを認めることに繋がります。今の世の中は、みんな価値観が違うということを認め合っていないと思うんです。私も違っていいんだ、それぞれが違う方が面白いんだ、って認め合わない」と述べている。多様性を認め合う、インクルーシブ教育や共生社会が国際的な課題として日本社会に突き付けられている今こそ、筆者が30年超地道に取り組んできた、障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動の必要性を改めて再認識し、積極的に取り組んでいきたい。

【注】

- (1) (公財)日本パラスポーツ協会編「障がいのある人のスポーツ指導教本」(初級・中級)2020年改訂カリキュラム対応、ぎょうせい、2020年
- (2) 平成29年度スポーツ庁『地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書
- (3) 尾張旭市第6期障がい者計画・第6期障害福祉計画・第2期障がい児福祉計画<2021（令和3）～2023（令和5）年度>、尾張旭市、2021年
- (4) CLUB for ALL 地域スポーツクラブへの障害者スポーツ導入ガイドブック、日本レクリエーション協会

【研究ノート】障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動を通じた社会参加への取組み

ヨン協会、2015年

- (5) <https://recreation.or.jp/power/sports/> 公益財団法人日本レクリエーション協会「障がいのあ
る人もない人もみんなで楽しむスポーツ・レクリエーション」2022年10月1日